

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県公衆浴場法施行条例が一部改正されました

1. 改正の概要

旅館業法施行条例・公衆浴場法施行条例

○旅館業の浴室および公衆浴場の浴槽水の消毒の方法について、以下のとおり改正されました。

改正前	改正後
塩素系薬剤による消毒を行い、遊離残留塩素濃度を0.2mg/L以上に保つ方法	塩素系薬剤による消毒を行い、遊離残留塩素濃度を0.2mg/L以上に保つ方法
塩素系薬剤による消毒とその他の方法を併用する方法	塩素系薬剤による消毒とその他の方法を併用する方法
	浴槽水中のモノクロラミン濃度を3mg/L程度を保つ方法

★ 注意事項 ★

- 浴槽水の消毒は塩素系薬剤による消毒が基本です。遊離残留塩素濃度0.2mg/L以上を確実に維持するため、通常、0.4mg/L程度で管理することが望まれます。
- 原水や原湯の性質や高pH等の理由により、塩素系薬剤の効果が減弱する場合等については、「塩素系薬剤による消毒とその他の方法を併用する」または、結合塩素である「モノクロラミン濃度3mg/L程度を保つ方法」を使用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持してください。

公衆浴場法施行条例

○浴槽水の水質の基準が以下のとおり改正されました。

改正前	改正後
濁度は、5度以下とすること。	濁度は、5度以下とすること。
過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L以下とすること。	有機物（全有機炭素の量）は8mg以下とすることまたは過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L以下とすること。
大腸菌群は1個以下/mlとすること。	大腸菌群は1個以下/mlとすること。
レジオネラ属菌は、検出されないこと	レジオネラ属菌は、検出されないこと。

★ 注意事項 ★

- 塩素化イソシアヌル酸またはその塩を用いて消毒している等の理由により、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定するようにしてください。

2. 施行日 令和2年3月30日